

政令第九十五号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第三第二地区の項中「第六号」を削り、同表第九地区の項中「別表第四十三号から第四十四号の二まで」を「別表第四十四号の二」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区及び第九地区について区域の縮小を行う必要があるからである。